

## 教員向け出前講座のご案内

無料



「消費者教育と言われても、どんな授業をすればよいのかイメージがわからない」

「県から冊子が届くが配付するだけで活用していない」などのお悩みはありませんか？

成年年齢を18歳に引き下げる改正民法の施行により、2022年4月から18歳～19歳の方々は、親の同意がなくても契約を結ぶことが可能となりました。これにより若者の消費者被害の増加が懸念されることから、消費者教育の充実が急務です。

消費生活課では、消費者教育に関する出前講座を行っています。オンラインでの開催もできますので、ぜひ、この出前講座を活用してみませんか？

### 【教員向け 出前講座の活用例】

**教員が集まる会場に講師を派遣します！！**

【テーマ例】

- ・消費者トラブルの現状  
～スマホ・SNS等の若者が巻き込まれやすいトラブルの事例と対策について～
- ・社会に出たばかりの若者が狙われる！悪質商法 ～若者を狙った消費者トラブルと対策～
- ・環境教育、食育などと連携したテーマ設定(賞味期限と食品ロス、エシカル消費の教育等)
- ・アクティブ・ラーニングの視点からの指導方法や教材の紹介
- ・消費者の権利と責任 ～消費行動が社会に与える影響、消費者の役割について～
- ・金銭教育 ～ゲームでお金の使い方を考えよう～

テーマ・内容は  
ご相談ください！

### 【その他】

講師の交通費、謝金は不要です！

**オンライン(Zoom)での受講もできます！**

実績豊富な

公益社団法人日本消費生活  
アドバイザー・コンサルタント

・相談員協会、

一般社団法人エシカル協会  
の講師等を派遣します！



～お申し込み方法～

開催希望日の**2か月前**までに「**教員向け出前講座 講師派遣申請書**」を  
下記メールアドレスにメールで提出してください！

☆送付先：県消費生活課 E-mail：[syouhi@pref.fukushima.lg.jp](mailto:syouhi@pref.fukushima.lg.jp)

※ご希望の日程によっては対応できない場合があります

※最寄り駅まで送迎のお願いをする場合があります

【お問い合わせ】福島県消費生活課（福島県消費生活センター）

普及・啓発担当 ☎024-521-7736



## 教員向け出前講座 講師派遣申請書

令和 年 月 日

福島県消費生活課長 あて

(FAX 024-521-7982)

(メールアドレス syouhi@pref.fukushima.lg.jp)

申込者

学校名： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_

担当者名： \_\_\_\_\_

開催希望日時	第1希望 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
	第2希望 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
開催場所	住所：〒 _____	
	電話： _____	
対象者・人数		人
テーマ		
その他	<p style="text-align: center;">会場設備について、あてはまるものを○で囲んでください</p> <p>・いす ( 有・無 )                      ・机 ( 有・無 )</p> <p>・講師用駐車場 ( 有・無 )              ・ホワイトボードや黒板 ( 有・無 )</p> <p>・DVD 再生機器 ( 有・無 )              ・投影用プロジェクター ( 有・無 )</p>	